次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

１．計画期間

2023 年 11 月 1 日～2026 年 3 月 31 日（2 年 5 ヵ月）

２．目標と取組内容

目標１：ワークライフバランスの改善し、社員が休暇を取りやすい環境を整える 正社員の季節休・有給休暇の取得平均日数《13.9 日/人》を、10%上げる

2023 年 11 月～　有給休暇の他に 4 月～9 月に取得できる季節休があるが、
定期的に取得状況を把握できる様、各セクションに共有・利用促進を図る
（四半期毎に周知）

2024 年 4 月～　季節休を 2 日増やす

目標 2：産前産後休暇、育児休業の利用促進を図る

2023 年 11 月～　育児休業制度の利用促進のため、過去育休を取得した人へ
インタビューをし、社内へ周知。

2023 年 11 月～　従業員より産前産後休暇・育児休業制度の利用の申出があった場合、
個別面談を実施し、円滑に休暇・復帰できるよう支援する